

7th sense

セブンセンス

セブンセンスグループ

セブンセンス税理士法人
セブンセンス社会保険労務士法人
セブンセンス行政書士法人
セブンセンス株式会社
株式会社アイクス
株式会社東京ビジネスセンター
セブンセンスマーケティング株式会社
セブンセンスR&D株式会社
<https://www.seventh-sense.co.jp/>

セブンセンス 子ども食堂

2021年10月4日
居酒屋九州力さんのご協力のもと
セブンセンス子ども食堂をオープンしました！



hmr
seventh sense

INDEX

セブンセンスグループ	P. 2
ちょっとITタイム	P. 4
LINE × 専門情報	P. 5
選択制退職金制度と 確定給付企業年金「はぐくみ基金」	P. 6
人事ナビ	P. 8
相続対策シリーズ 贈与	P. 10

hmr

会計事務所業界をリードする、国
それが、セブンセンスグループ。



代表取締役社長
徐 瑛義

代表取締役会長
小長谷 康

常に新しい目線で
未来をとらえて半世紀

セブンセンスグループは、
現在、スタッフ数は総勢約200名。
拠点は東京、千葉、静岡、鳥取、沖縄など日本全国10か所。
お客様は全国2,000社を優に超え、
静岡県や山陰地方においては地域ナンバーワンを誇ります。
この先、半世紀も、お客様や社員、企業に関わる
全ての人々と幸せを共有するために。
革新的でユーモアあふれる自由な発想を持ちながら、
“業界最先端”の会計事務所グループとして
邁進して参ります。

【セブンセンスイズム】(基本理念) 五感+第六感+ユーモアのセンス(7th sense) Sense of Humor

セブンセンスグループは、
お客様・社員・企業に関わる全ての人々と、働き甲斐のある仕事を通じて、
仲良く楽しく幸せな人生を共有するために存在し続ける企業です。

【フィロソフィー】(経営理念)

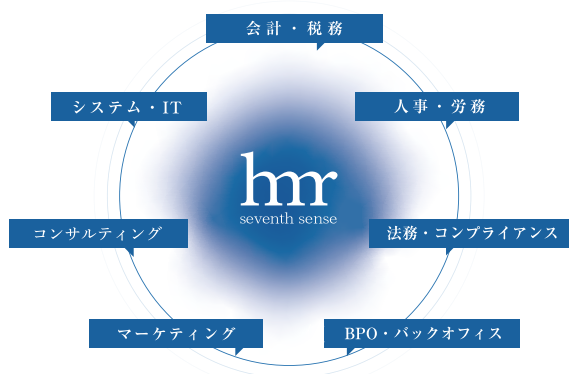
革新的でユーモア溢れる自由な発想を原動力とし、
プロフェッショナルとしての仕事を通じて、
グローバルなビジネスと社会の進展に寄与する

【ミッション】(社会的使命)

- お客様から最高に信頼される相談相手となること
- 全従業員の物心両面の幸せを追求すること

【コアバリュー】(価値観・行動指針)

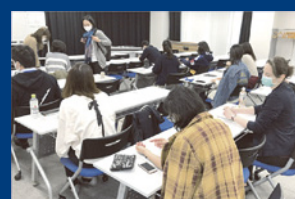
- 常に夢と若さを保ち、ユーモアの精神を忘れない
- お客様のニーズを基本とし、積極的に行動を起こす
- 自己限定をせず、ハーフ革命に挑戦する
- 社会正義に貢献し、正しい倫理的価値観を持つ
- 最新の情報を武器とし、質の高い価値を提供し続ける
- 個性を尊重し、コミュニケーションを大切にする
- 今日を変え、明日を変え、未来を変える



【資格者紹介】

- 税理士(12名) ■ 社会保険労務士(9名) ■ 行政書士(2名)
- 中小企業診断士(3名) ■ ファイナンシャルプランナー(7名)
- 宅地建物取引士(3名) ■ 事業再生アドバイザー(6名)
- MAS監査プランナー(5名) ■ 文書情報管理士(1名) など

内有数の総合型会計事務所。



Group
Office

山陰オフィス

千葉オフィス

東京赤坂オフィス
東京上野オフィス
東京外神田オフィス
東京銀座オフィス

石垣島オフィス

静岡オフィス
静岡オフィス別館
静岡沼津オフィス

事業一覧

セブンスセンスグループでは、下記を一例に多岐にわたる事業を展開しています。

会計・税務

会計・税務顧問業務をはじめとして、会社設立・資金調達などの創業支援、税務申告業務、国税庁OB税理士による税務調査対応など、多様なお客様へ会計・税務サービスを提供しています。

人事・労務

給与計算や社会保険、労働保険の事務手続きなどの実務から、労働基準法その他法令に準拠した就業規則、賃金制度の作成、各種助成金の相談・手続き等。お客様のニーズに合わせ、細やかにサポートします。

経営コンサルティング

50年以上の歴史と有資格者や各種専門家とのネットワークを生かしたコンサルティング。特に医療業種への相談実績は長く、多くの病院等を支援してきました。自社開発の業務管理ツールの提供も強みの一つです。

事業承継・M&A・相続

後継者不足に悩む中小企業の事業承継やM&A支援を行います。また個人のお客様に向け、老後の悩みに寄り添う相続支援にもノウハウの蓄積があり、多くのお客様から信頼をいただいています。

IT/DX支援

業界に先駆けたIT導入による知見を基に、IT/DX化への各種コンサルティングも行っています。グループ内の「中小企業DX推進研究会」では日々、知見の充実と普及に携わっています。

※各拠点により対応が異なる場合がございます。 ※2021年9月1日現在の情報です。



山口 高志

やまぐち たかし

中小企業
DX
推進
研究会
会長

■ ITを使って仕事を
便利に楽しく出来る
よう、毎日情報収集
中です！



■ そのパソコンでの作業、 自動処理にしてみませんか？

RPAって聞いたことありますか？

普段パソコンを使って仕事をしているときに、同じ様な作業を繰り返し行う場面が出てくると思います。そんな時に皆さんはどうされていますか 多くの方は少しでも作業効率が良くなるように、キーボードのショートカットを覚えて、繰り返し作業を早く出来るようにされているのでは無いでしょうか。

プログラムの知識がある方は、「プログラムやマクロで作っちゃえば簡単だよ！」と言うかもしれませんが、日々の業務に追われている中でプログラムの知識を習得するのは簡単なことではありません。

「私が操作しているとおりマネしてくれる人が居れば・・・」そんな思いを叶えてくれるのが、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）です。プログラムやマクロでは、人が行う作業を計算式に置き換えて別のプロセスで行う様にしますが、RPAは人が操作するのと同じ様にマウスやキーボードの動きを真似させることが出来ます。その上、その真似は疲れも間違いも出ませんし、コンピュータならではの計算や判定を組み込むことが出来るので、人が行っていたときに起こる【ちょっとしたミス】を無くすことも出来ます。

■ RPAを実際に触ってみよう！

では実際にRPAを使うにはどうすれば良いのでしょうか？

今までRPAを使いたいときは、高価なRPA用のソフトの購入が必要でした。しかし、マイクロソフトが2021年3月からWindows10向けに「Power Automate Desktop」というRPAソフトを無償で提供を始めたため、今ではお金を掛けずにRPAを始めることが出来ます。また最新のWindows11では最初から「Power Automate Desktop」が搭載されていて、RPAが標準の機能となっています。

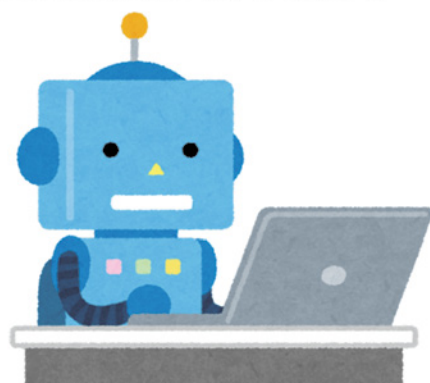
まずは、以下のマイクロソフトのホームページから、「Power Automate Desktop」をダウンロードしてセットアップを行ってください。

<https://flow.microsoft.com/ja-jp/desktop/>

起動してみると、画面に色々出てきてどう使って良いのか迷子になってしまいそうですが、最初は「デスクトップレコーダー」という機能を使って、実際に人が一度動かした操作を記録して真似させるところからスタートしてみましょう。



ちょっと触ってみて慣れてきたら、Googleで「Power Automate Desktop 使い方」と検索をしてみてください。具体的な使い方の例がたくさん出てきますので、自分の使い方に合わせて実際に使ってみてください。





LINEお友達登録で“専門情報”を アニメーション動画でチェック！

時代の変化とともにコミュニケーション手段や
情報取得媒体がどんどん変化してきました。

最近では日本人口の**86%**がLINEを利用して、情報も文章や紙でなく
Youtubeをはじめとする動画で情報を仕入れるようになりました。

だから当事務所でもLINEを使用して専門情報を
分かりやすいアニメーション動画で顧問先様にお届けします。

LINE×動画で受け取るメリット

隙間時間で チェックできる

スマートフォンで手軽にチェック
できるので、**移動時間**や**休憩時間**に
チェックする事が出来ます

動画だから文章よりも 見やすい

1分の動画は**180万語**に
相当すると言われています。
動画で効率的に学ぶ事が出来ます。

プロ作成のアニメーション動画 だから分かりやすい

監修を資格者が行い、動画や
ナレーターは**プロが作成**。
とても分かりやすいです。

配信内容

節税効果もあり！？
出張旅費規程の作り方！

経営者必見！
小規模共催制度とは

よくある質問No1
何が経費として計上出来ますか？

会社設立後の創業融資の
受け方とは？



セブンスセンスグループ <https://seventh-sense.co.jp/>

セブンスセンス税理士法人／セブンスセンス社会保険労務士法人
セブンスセンス行政書士法人／セブンスセンス株式会社
株式会社アイクス／株式会社東京ビジネスセンター
セブンスセンスマーケティング株式会社／セブンスセンスR＆D株式会社

お友達登録は
こちら！



選択制退職金制度と 確定給付企業年金「はぐくみ基金」

税理士 井本 壮一郎

いもと そういちろう

東京
赤坂
オフィス

■小学2年生の長男とその仲間たちとともにサッカー三昧の週末を過ごしています。



セブンセンスグループ内でも一部導入している、会社の負担が少ない形で退職金制度を拡充できる「はぐくみ基金」についてご紹介いたします。



1. 税制上有利な退職金を社員たちにも

前回のおさらいでもあります。退職金は、何十年にもわたる労働の対価に対するご褒美ということで、極めて有利な税制が適用されています。退職金は、退職時に特別に支払われる一時的な賃金のこと、税法上は「退職所得」といいます。この「退職所得」の金額は次のように計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額(源泉徴収される前の金額)} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

「退職所得控除額」は次の表のとおりです。

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40万円×勤続年数 (80万円未満の場合は80万円)
20 年超	800万円 + 70万円×(勤続年数-20年)

例えば、勤続年数15年の場合は600万円(40万円×15年)、勤続年数40年の場合は2,200万円(800万円 + 70万円×(40年 - 20年))が退職所得控除として計算されます。つまり、退職金がこの金額以下であれば所得税はかからないということです。

退職金の額が退職所得控除額を超えたとしても、その全額に課税されるわけではありません。退職所得控除額を差し引いた残額の半分だけが課税対象となります。

さらに、退職所得は給与所得や不動産所得など他の所得と合算されずに、個別に所得税率が適用される「分離課税方式」となっています。退職金は長年にわたる過去の勤務に対する賃金の後払いという性格を持つため、負担する税額が低くなるような優遇措置が取られているのです。

このように退職金の所得税の計算は独自の計算方法により極めて有利な税制となっており、退職金を受ける個人であれば誰でも享受できるメリットです。

ただ、退職金制度は従業員数が少ないほどその制度自体がそもそも会社になかったり、制度があったとしても大企業とは程遠い金額しか支給できないのが中小企業の実情です。

事業主の負担を抑えつつ、税制上優遇されている退職金を拡充する制度、それが「はぐくみ基金」です。

2. 選択制退職金制度の「選択制」の仕組み

まず、現在の給与を減額して前払い退職金制度を設計します(減額した給与と同額の選択給を創設します)。次に、従業員はこの選択給をそのまま給与として受け取るか、その一部を退職金掛金とするかを選びます。この仕組みを「選択制」と呼びます。

この退職金掛金として振り分けた部分を、「はぐくみ基金」に積立することで、毎月の給料の社保や税金の算定の対象外になるのです。

3. 従業員側のメリット

従業員側のメリットは大きく3つあります。

①毎月の社会保険料・所得税・住民税の負担軽減

従業員が前払い退職金の一部を退職金掛金とすることで、社会保険料や税金の算出基準である給与(標準報酬月額)が下がるため、標準報酬月額の等級が下がるところまで退職金掛金とすれば、社会保険料の負担が軽減されます。

また同時に、退職金掛金とする金額は、給与所得としての所得税・住民税の課税対象からも外れるため、それらの税負担も軽減されます。

②受取り時の優遇(退職時)

積み立てた掛金を退職時に受け取る際には、以下のメリットがあります。

■社会保険料

退職所得として受け取る場合、受けとった金額に対して社会保険料がかかりません。

■税制優遇(非課税枠)がある

退職所得として受け取る場合には、前述しましたように税制上の大きな優遇があります。

③無理なく資産形成が継続できる

給与天引きに類似した形で資産形成が可能となりますし、年に2回掛け金の変更もできますので、ライフステージに合わせた無理のない掛金設定ができます。

4. 事業主側のメリット

事業主側にもメリットが生じます。それは大きく2つです。

①退職金制度の拡充によって前述のような従業員にメリットが生じればそれは即ち会社の魅力がアップするわけですから、人材の採用や雇用の定着に繋がったり、社員の働くモチベーションのアップの効果も期待できます。

②法定福利費の負担の軽減

前述の従業員側のメリットでもお伝えしましたように、従業員が負担する社会保険料が軽減されれば、同時に事業主が負担する法定福利費もまた軽減されることになります。

5. はぐくみ基金のデメリット

メリットがある反面、同時にデメリットも生じるのもまた事実です。

①等級を下げた分、将来貰う年金額が減少します。

②等級を下げた分、傷病手当金や出産手当金、育児休業給付金などの受給も減少します。

③積立て不足が生じた場合、事業主が不足分を負担する必要性が生じます。

④初期導入費用や継続的な事務費用等が発生しますので、加入状況によっては法定福利費の減少分よりもそれらの負担の方が大きくなる可能性があります。

紙面の関係で「はぐくみ基金」について簡単にしか触れることができませんでしたが、「はぐくみ基金」にご興味を持たれた方はぜひセブンセンスグループへご相談ください。

労務部 山崎 岳彦

外神田
オフィス
特定
社会保険労
務士

やまさき たけひこ
■趣味：お酒を飲む
こと（現在自粛中）、
ラグビー観戦
（競技経験あり）



働き方が大きく変化している現在、
ライフイベントにかかわりなく活躍で
きる働きやすい職場であることは企業
価値の上昇につながります。

この機会に、両立支援等助成金の活
用で職場環境を見直し、助成金を有効
に活用してみたいはいかがでしょうか。



両立支援等助成金のご案内

▶「両立支援等助成金」とは

厚生労働省が推進しているもので、男性の育児休業取得促進、仕事と介護や育児の両立を支援することで、職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりに取り組む事業主を応援する制度です。今回は6つのコースの内、3つのコースをご紹介します。

1. 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、育児休業や育児目的休暇を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

	中小企業	中小企業以外
① 1人目の育休取得	57万円<72万円>	28.5万円<36万円>
個別支援加算	10万円<12万円>	5万円<6万円>
② 2人目以降の有育休取得	a 育休 5日以上:14.25万円<18万円> b 育休14日以上:23.75万円<30万円> c 育休1ヶ月以上:33.25万円<42万円>	a 育休14日以上:14.25万円<18万円> b 育休1ヶ月以上:23.75万円<30万円> c 育休2ヶ月以上:33.25万円<42万円>
個別支援加算	5万円<6万円>	2.5万円<3万円>
③ 育児目的休暇の導入・利用	28.5万円<36万円>	14.25万円<18万円>

※ 支給額 < >内は、生産性要件を満たした場合の支給額

2. 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

		支給額
A介護休業	休業取得時	28.5万円<36万円>
	職場復帰時	28.5万円<36万円>
B介護両立支援制度		28.5万円<36万円>
C新型コロナウィルス感染症対応特例		5日以上10日未満 20万円 10日以上 35万円

※A～Cいずれも1事業主1年度5人まで支給

3. 育児休業等支援コース

育児休業等支援コース I 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給します。

	支給額
A休業取得時	28.5万円<36万円>
B職場復帰時	28.5万円<36万円>
職場支援加算	19万円<24万円> ※「B職場復帰時」に加算して支給

※A・Bとも1事業主2人まで支給
(無期雇用労働者1人、有期雇用労働者1人)

育児休業等支援コース II 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。

	支給額
支給対象労働者1人あたり	47.5万円<60万円>
有期雇用労働者の場合に加算	9.5万円<12万円>

※1事業主あたり1年度10人まで支給。(5年間)

育児休業等支援コース III 職場復帰後支援

育児休業から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、以下の制度導入などの支援に取り組み、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

	支給額
制度導入時	28.5万円<36万円>
制度利用時	A:子の看護休暇制度1,000円<1,200円>×時間 B:保育サービス費用補助制度 実費の2/3

※制度導入については、AまたはBの制度導入時いずれか1回のみの支給。制度導入のみの申請は不可。

※制度利用は、最初の申請日から3年以内5人まで支給。1事業主当たりの上限は、A:200時間<240時間>、B:20万円<24万円>まで。

育児休業等支援コース IV 新型コロナウイルス感染症対応特例

小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために有給休暇制度及び両立支援制度を整備し、有給休暇の利用者が生じた事業主に支給します。

	支給額
支給対象労働者1人あたり	5万円

※1事業主あたり10人まで支給。(上限50万円)

出典：厚生労働省HP

相続対策シリーズ 贈与

岡田 直紀

おかだ なおき

資産
税部

■趣味はドライブと
映画鑑賞

部長

最近、運動不足を
感じ、ウォーキングを
始めました。



生前贈与による相続税対策

相続税対策を考えると、生前贈与で相続税の負担を軽減しようとされる方も多いのではないのでしょうか。財産をあらかじめ生前に渡しておくことで、相続税を減らすことは可能です。一方、贈与した財産に対して贈与税がかかることになります。

しかし、贈与税には一定の金額が非課税になるさまざまな特例があります。各種特例の条件は異なるため、事前にしっかりと確認しておかないと思われぬ高額な税金を負担しなければなりません。今回は生前贈与のポイントをお伝えします。

1. 贈与の種類 (贈与には2種類の形態があります)

暦年課税

1年間にもらった財産の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた金額に対して課税されます。暦年課税では、年間に贈与された財産の合計額が110万円以下であれば贈与税は課税されず、申告する必要もありません。

相続時精算課税

60歳以上の父母や祖父母から20歳以上の子や孫に対して贈与する場合に、2,500万円までは贈与税が非課税になります。(超えた場合は超えた額について一律20%の贈与税が課税されます。)ただし、贈与者が亡くなったとき、相続財産にその贈与財産の価額を加算して相続税を計算します。いわゆる、「生前相続」のようなもので、あくまで「相続の時」に「精算」する制度です。ただし、一度適用を選択すると暦年課税に戻すことはできません。

2. 贈与の注意点

不動産などの高額な財産を贈与する場合には税負担が大きくなる場合があるため注意が必要です。注意すべき点の主なものをまとめてみました。

名義預金

相続税の税務調査でよく税務署から指摘される項目です。贈与とはあげる側ともらう側の双方の合意があって初めて成立します。そのため、もらった側にその自覚がない場合は贈与とは認められないため注意が必要です。例えば子供名義の通帳を作ったが、通帳や印鑑を親が管理している場合は、贈与とは認められず、名義が本人のものでなくても相続財産とみなされ、相続税の対象となってしまいます。

相続開始前3年以内の贈与

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与によって取得した財産があるときには、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与の時の価額を加算します。

3年内加算の期間をもっと長くしよう。そして孫も対象にしようという話がでてきています。2022年以降の税制改正に注意が必要です。

適用判定・適用要件

相続時精算課税制度の適用にあたっては、「相続申告義務の有無」や「対象財産の妥当性」を判定する必要があります。また、年齢要件があり、「贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母、受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者のうち、贈与者の推定相続人である子又は孫」とされています。満年齢とは異なるため注意が必要です。

贈与税と移転コスト

暦年贈与には年間110万円の基礎控除がありますが、不動産の持分を継続的に贈与する場合、この非課税枠にこたわりすぎるあまり、「贈与税」はかからなかったが、長期に渡り移転コストと手間がかかったなどのケースがあります。

3. 軽減措置の例

配偶者控除を用いた贈与

婚姻期間20年以上の夫婦間に認められている贈与税の優遇制度です。居住用不動産（いわゆるマイホーム）または居住用不動産を買うための金銭を配偶者から贈与された場合は、2,000万円までなら贈与税が非課税になる制度です。

住宅取得等資金の贈与

父母や祖父母から子や孫に対して、住宅の新築・購入・増改築費用を贈与する場合にも、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税になります。省エネ住宅や耐震・バリアフリー住宅などは非課税枠が大きくなっています。

教育資金の一括贈与

父母や祖父母から30歳未満の子や孫への教育資金を一括贈与する場合には、1,500万円までの非課税枠が設けられています。ただし、現金を直接贈与するのではなく、子や孫の名義で金融機関に口座を開設してそこに入金し、子や孫は使った教育費の領収書を提出してお金を引き出すという方法をとる必要があります。

4. 贈与の無料相談

生前贈与はうまく活用すると相続税対策になります。ただ、暦年課税と相続時精算課税のどちらを選ぶのか、「誰に」・「何を」・「どれだけ」あげるかを決める必要があります。

いずれにせよ、こうした相続税対策は元気なうちにしかできません。できるだけ早い段階で着手する事が重要です。

贈与税の申告は、毎年1月～12月の贈与を対象に確定申告時（翌年2月1日～3月15日）に行います。

セブンセンス税理士法人では、お客様のご要望に沿った「贈与プラン」の策定を行います。

どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。



セブンセンスグループの経営理念

革新的でユーモア溢れる自由な発想を原動力とする
プロフェッショナルとしての仕事をする
グローバルなビジネスと社会の進展に寄与する

セブンセンスグループは、全国をくまなくカバーする機動力あふれるサービスを展開しています。
さらに、日々のコミュニケーションにはITを駆使しており
各種ソフトをインターネット上で結び、きめ細かな集計・分析・コンサルティングサービスを
リアルタイムでご提供しています。
私たちにとってインターネットは、まさに信頼のネットワークです。

<https://www.seventh-sense.co.jp/>

セブンセンス税理士法人
セブンセンス社会保険労務士法人
セブンセンス行政書士法人
セブンセンス株式会社
株式会社アイクス
株式会社東京ビジネスセンター
セブンセンスマーケティング株式会社
セブンセンスR&D株式会社



hmr
seventh sense

■東京赤坂オフィス

〒107-0052
東京都港区赤坂2-15-16
赤坂ふく源ビル4階
Tel:03-6426-5542

■東京上野オフィス

〒110-0005
東京都台東区上野3-14-1
UENO CUBE EXECUTIVE4,5階
Tel:03-6803-2905

■東京銀座オフィス

〒104-0061
東京都中央区銀座8-18-3
銀座加藤ビル2階

■東京外神田オフィス

〒101-0021
東京都千代田区外神田5-4-6
山岡ビル302

■千葉若葉オフィス

〒264-0029
千葉県千葉市若葉区桜木北3-23-22
深谷ビル2階
Tel:043-234-9132

■静岡オフィス

〒422-8005
静岡県静岡市駿河区池田3875-92
Tel:054-264-3171

■静岡オフィス 別館

静岡県静岡市駿河区池田3875-82

■静岡沼津オフィス

〒410-0056
静岡県沼津市高島町15-5
ぬましんCOMPASS 2F

■山陰オフィス

〒683-0805
鳥取県米子市西福原3-3-1
YNT第4ビル3階
Tel:0859-21-1171

■石垣島オフィス

〒907-0014
沖縄県石垣市新栄町6-18
石垣市IT事業センター2階

セブンセンスには、お客様の抱えるどのような課題にもお応えできるよう、税理士・社会保険労務士だけでなく、
中小企業診断士やファイナンシャルプランナーなど、各部門の専門家が多数在籍しています。
会社の事から人生に関わるプラン作りのことまで、
全てを信頼して任せてもらえる「ベストパートナーシップ」を目指しています。

税務・会計支援



税務会計にお悩みの方

起業・開業支援



会社設立・開業準備をお考えの方

相続・資産対策



資産形成にお悩みの方

人事・労務



人事・労務に関する手続き
人の問題でお悩みの方

コンサルティング



会社経営に関してのお悩みの方

会計事務所向け



アウトソーシングをお考えの方